

平成28年1月28日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官
平成26年(ワ)第3340号 参拝差止等請求事件 (以下「第1事件」という。)
平成26年(ワ)第8875号 参拝差止等請求事件 (以下「第2事件」という。)
口頭弁論終結日 平成27年10月23日

判 決

第1事件原告 別紙1のとおり543名
第2事件原告 別紙2のとおり222名
(以下第1事件原告、第2事件原告を合わせて「原告ら」という。)
原告ら訴訟代理人弁護士 加 島 宏
同 中 島 光 孝
同 新 井 邦 弘
同 大 川 一 夫
同 大 橋 さ ゆ り
同 康 由 美
同 草 薙 順 一
同 小 谷 成 美
同 定 岡 由 紀 子
同 中 北 龍 太 郎
同 丹 羽 雅 雄
同 吉 田 恵 美 子
同 和 田 義 之

東京都千代田区永田町2丁目3番1号

第1事件・第2事件被告 安 倍 晋 三
(以下「被告安倍」という。)

同訴訟代理人弁護士 村 上 康 聡

東京都千代田区九段北3丁目1番1号

第1事件・第2事件被告 靖 國 神 社
(以下「被告靖國神社」という。)
同代表者代表役員 徳 川 康 久
同訴訟代理人弁護士 竹 野 下 喜 彦
東京都千代田区霞が関1丁目1-1

第1事件・第2事件被告 国
(以下「被告国」という。)
同代表者法務大臣 岩 城 光 英
同 指 定 代 理 人 保 木 本 正 樹
同 福 澤 純 治
同 稲 積 孝 志
同 曾 祗 信 幸
同 今 村 弘
同 西 川 艶 子
同 吉 田 隆 一
同 平 光 信 隆

主 文

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

- 第1 本件請求 (第1事件及び第2事件とも同一である。)
- 1 被告安倍は、内閣総理大臣として靖國神社に参拝してはならない。
 - 2 被告靖國神社は、被告安倍の内閣総理大臣としての参拝を受け入れてはならない。
 - 3 被告らは、各自連帯して、原告それぞれに対し、1万円及びこれに対する平成25年12月26日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

1 本件（第1事件と第2事件があるが、原告が異なるのみでその内容は実質的には同一であるので、以下まとめて「本件」という。）は、被告安倍が平成25年12月26日に内閣総理大臣として靖國神社を参拝したこと（以下「本件参拝」という。）、及び被告靖國神社が被告安倍による本件参拝を積極的に受け入れたこと（以下「本件参拝受入れ」という。）により、原告らの内心の自由形成の権利、信教の自由確保の権利、回顧・祭祀に関する自己決定権及び平和的生存権等が侵害され、精神的損害を受けたとして、原告らが、被告安倍及び被告靖國神社に対しては民法709条、被告国に対しては国家賠償法1条1項に基づき、各自連帯して原告らに対して各1万円及びこれに対する本件参拝の日である平成25年12月26日から各支払済みまで民法所定年5分の割合による遅延損害金の支払を求めるとともに、人格権及び内心の自由、信教の自由並びに平和的生存権などの憲法上の基本権等に基づき、被告安倍に対して内閣総理大臣としての靖國神社への参拝行為の差止め（以下「本件参拝差止請求」という。）、及び、被告靖國神社に対して被告安倍の内閣総理大臣として参拝の受入れ行為の差止め（以下「本件参拝受入差止請求」という。）を求めた事案である。

2 争いのない事実

(1) 原告らの中には、靖國神社に合祀された戦没者の遺族（以下「遺族原告ら」という。）、教育者、仏教等の神社神道以外の宗教を畏敬崇拝する者、台湾在住の台湾人及び台湾原住民族出身者（以下「台湾在住原告」という。）、第二次世界大戦においていわゆる沖縄戦を体験するなどした沖縄在住の者（以下「沖縄在住原告」という。）、小泉純一郎元内閣総理大臣が平成13年8月13日、平成14年4月21日及び平成15年1月14日に靖國神社を参拝したことが政教分離原則に違反することの確認等を求めた訴訟（以下「小泉訴訟」という。）の原告であった者などが含まれている。

- (2) 被告安倍は、本件参拝当時、内閣総理大臣の地位にあったものである。
- (3) 被告靖國神社は、宗教法人法に基づき東京都知事の認証を受け、昭和27年9月30日に設立登記をして同法の規定により設立された宗教法人であって、宗教施設として靖國神社を設置している（なお、法人としての靖國神社を指す場合は「被告靖國神社」といい、宗教施設としての靖國神社を指す場合には単に「靖國神社」という。）。
- (4) 被告安倍は、平成25年12月26日、靖國神社を参拝した（本件参拝）。
- (5) 市民的及び政治的権利に関する国際規約（以下「B規約」という。）

ア 18条1項 すべての者は、思想、良心及び宗教の自由についての権利を有する。この権利には、自ら選択する宗教又は信念を受け入れ又は有する自由並びに、単独で又は他の者と共同して及び公に又は私的に、礼拝、儀式、行事及び教導によってその宗教又は信念を表明する自由を含む。

イ 同条2項 何人も、自ら選択する宗教又は信念を受け入れ又は有する自由を侵害するおそれのある強制を受けない。

ウ 27条 種族的、宗教的又は言語的少数民族が存在する国において、当該少数民族に属する者は、その集団の他の構成員とともに自己の文化を享有し、自己の宗教を信仰しかつ実践し又は自己の言語を使用する権利を否定されない。

3 争点

- (1) 本件参拝は公務員が職務を行うについてされた行為といえるか。
- (2) 本件参拝は政教分離原則に違反し違法か。
- (3) 本件参拝により損害賠償の対象となり得るような原告らの権利又は法律上保護されるべき利益の侵害があったといえるか。
- (4) 本件参拝受入れにより損害賠償の対象となり得るような原告らの権利又は法律上保護されるべき利益の侵害があったといえるか。
- (5) 原告らの損害

- (6) 被告安倍の個人責任の成否
- (7) 本件参拝差止請求の必要性
- (8) 本件参拝受入差止請求の適法性及び必要性

4 争点に対する当事者の主張

- (1) 争点(1) (本件参拝は公務員が職務を行うについてされた行為といえるか)について

(原告らの主張)

ア 国賠法1条1項にいう「職務を行うについて」とは、加害行為が職務行為自体を構成する場合のほか、職務執行の手段としてされる場合や、職務の内容と密接に関連し職務行為に付随してされる場合も含むものと解される。

そして、上記判断に際しては、当該公務員が主観的に権限行使の意思をもってする場合に限らず、私的な目的や意図をもってする場合でも、客観的に職務行為の外形を備えている場合には、これに該当するものと解するのが相当である。また、上記職務行為の外形を備えた行為であるか否かについては、当該行為(本件では、本件参拝行為)のみならず、その前後の状況等をも総合して判断すべきである(大阪高等裁判所平成17年9月30日判決・訟務月報52巻9号2979頁同旨)。

イ 本件では、次のような本件参拝の態様、本件参拝直前の事情、本件参拝に至る経緯、本件参拝後の事情によれば、本件参拝は、被告安倍が内閣総理大臣就任1年の節目に、就任前にした公約を果たすために行ったものであり、行為の外形において、内閣総理大臣としての「職務を行うについて」行われたものである。なお、内閣総理大臣は閣議決定がなくても内閣総理大臣の地位で行為をすることができるのであるから、上記決定がなければ、内閣総理大臣としての公的な行動があり得ないとするのは失当である。

(ア) 本件参拝の態様

被告安倍は、モーニング姿で、首相官邸から靖国神社までの往復に公用車を使用し、「内閣総理大臣 安倍晋三」と記帳した上、二礼二拍手一礼という神道の形式に則って参拝し、さらに玉串料3万円及び本殿に「内閣総理大臣 安倍晋三」と記載した札を掛けた生花一对を奉納するという本件参拝を行った。

(イ) 本件参拝直前の事情

被告安倍は、本件参拝の前夜には韓国政府に対し、本件参拝当日の午前中にはアメリカ合衆国政府に対し、靖国神社を参拝することをそれぞれ通知し、また自民党の石破茂幹事長及び公明党の山口那津男代表にも参拝する旨を電話で連絡した。首相官邸は、本件参拝当日の午前10時35分頃、本件参拝に先立って被告安倍の靖国神社参拝の日程を発表し、同日午前11時半頃には、石破幹事長が自民党本部で記者団に「政権発足1年目の節目に平和を願い、国のために殉じた御霊に哀悼の意を表する思いで参拝を決意された」、「首相は6年前の政権のときに参拝できなかったのは、痛恨の極みであるという強い気持ちがあった」と発表した。

(ウ) 本件参拝に至る経緯

被告安倍は、第二次安倍内閣の内閣総理大臣就任前の平成24年9月14日の自民党総裁選挙時から、「(第一次安倍内閣の)首相在任中に参拝できなかったことは痛恨の極み」と発言し、同年11月30日首相就任前の党首討論会、第二次安倍内閣発足後の平成25年2月7日の衆議院予算委員会、同年10月22日の衆議院予算委員会においても同様の発言や答弁をした。

同年12月23日、3日後に靖国神社参拝を決めた被告安倍は、秘書官を私邸に呼び、参拝当日の段取りや参拝後の談話、各国への説明などについて、打合せをした。

自民党の額賀福志郎日韓議員連盟会長は、本件参拝前に、被告安倍に電話をし、北東アジア情勢を考慮し、思いとどまるよう要請したが、被告安倍は、「靖國神社には参拝したいと言ってきたことは、国民との約束でもあり、決断した」と述べ、上記要請に応じなかった。

(エ) 本件参拝後の事情

本件参拝後、被告安倍は、「『痛恨の極み』と述べて私は総裁選に選出され、首相になった」と記者団に語った。

菅義偉内閣官房長官（以下「菅官房長官」という。）は、本件参拝の日の午後の記者会見で、「安倍総理は、自民党総裁選挙、または衆議院の総選挙を通じてですよ、国民の皆さんに対して、総理大臣としての任期中に靖國を参拝することができなかったことは痛恨の極みであるということですね、国民の皆様に約束をしてきた、そういう思いも私はあったんだろうというふうに思います。」などと答えた。

さらに、被告安倍は、本件参拝に合わせ、「恒久の平和への誓い」という談話を英語、中国語、アラビア語、フランス語、ドイツ語、韓国語、ロシア語、スペイン語付きで発表した。被告安倍は、この談話において、政権1年の歩みを伝えるために本件参拝を行ったものであり、戦場で散った英霊のご冥福をお祈りし、リーダーとして手を合わせることは、世界共通のリーダーの姿勢である旨述べた。

(被告国及び被告安倍の主張)

ア 以下に述べるとおり、被告安倍は、本件参拝を、私人の立場で行ったものであり、内閣総理大臣としての資格で行ったものではなく、公務員の職務執行として行ったものではない。

イ 本件参拝は、その態様からすれば、被告安倍が専ら個人的な信条に基づき戦没者の霊に拝礼したものであり、元来純然たる私的行為として信教の自由（憲法20条1項）の範ちゅうに属する事柄である。

本件参拝に当たり献花料等の経費が公費から支出された事実はないし、本件参拝は閣議決定等により政府の行事として実施することが決定されたものでもない。そして、被告安倍は、本件参拝後、「この参拝は、私人の立場で行ったもの」であると明確に述べおり、政府の見解としても本件参拝は私人の立場での参拝であると理解されている。

被告安倍は、本件参拝に際し、「内閣総理大臣 安倍晋三」と記帳し、本殿入口の生花には「内閣総理大臣 安倍晋三」と書かれた札が付されていたが、「内閣総理大臣」の記載は、被告安倍の地位を示す肩書として付されたものであって、その地位にある個人を表す場合にも慣例としてしばしば用いられているものである。したがって、肩書を付したからといって、私人の立場を離れたものと考えすることはできない。また、本件参拝に公用車を利用したことについては、内閣総理大臣を含む閣僚の場合、警備上の都合、緊急時の連絡の必要等から、私人としての行動の際にも必要に応じて公用車を使用しているものであり、公用車を使用したことによって、被告安倍の行動が私人の立場を離れたものとなるわけではない。

ウ また、昭和53年10月17日に当時の安倍晋太郎内閣官房長官が発表した政府統一見解は、特に政府の行事として参拝を実施することが決定されとか、玉ぐし料等の経費を公費で支出するなどの事情がない限り私人の立場での行動とみるべきであり、閣僚の場合、警備の都合上、緊急時の連絡の必要性等から、私人としての行動の際にも必要に応じて公用車を使用しており、公用車を利用したからといって、私人の立場を離れたものとは言えないし、その地位にある個人を表す場合に肩書きを付すことも、慣例としてしばしばあるから、記帳に当たり肩書を付したからと言って、私人の立場を離れたものと考えすることもできないというものである。この政府統一見解に照らしても、本件参拝は内閣総理大臣

の資格で行われたものではなく、私人の立場で行われたものである。

(2) 争点(2) (本件参拝は政教分離原則に違反し違法か) について

(原告らの主張)

ア 本件参拝は、内閣総理大臣である被告安倍が、その地位に基づき靖國神社の祭神に対する畏敬崇拝の気持ちを表した行為であるから、一般的、客観的に見て、極めて宗教的意義の深い行為であると言わざるを得ず、そうすると、被告国又は少なくともその機関が宗教活動を行った場合に当たるから、憲法20条1項後段、3項、89条に定める政教分離原則違反となる。

イ また、次のように、本件参拝の目的及び効果からしても、本件参拝は靖國神社の宗教を普及・宣伝することを援助・助長・促進する役割を果たすとともに、異なる宗教や思想・信条を保持する者を圧迫・干渉する効果を発揮したものであることからすれば、憲法20条3項の「宗教的活動」に該当する。

(ア) 目的

被告安倍は、祭神の神体が奉安されている靖國神社の本殿に昇殿し、二礼二拍手一礼の神道の形式に則った方式で本件参拝をしたものであり、本件参拝は、客観的に見て、靖國神社の祭神に対する強い畏敬崇拝の念を表すという極めて強度の宗教性を帯びた行為である。被告安倍が、私的・個人的に、祭神として祀られている親族や親しい知人等の戦没者に参拝したものであると説明されたことはなく、またそのような事情も一切うかがえない。

前記(1) (原告らの主張) のとおり、本件参拝は被告安倍が内閣総理大臣の職務を行うについてされた公的性格を持つ行為である。被告安倍は、内閣総理大臣として、靖國神社以外の宗教団体、神社、仏閣等に戦没者の追悼・慰霊を目的として参拝したことはない。

(イ) 効果

本件参拝後のマスコミが行った世論調査では、本件参拝を「よかった」と評価するものと「よくなかった」と評価するものが拮抗した、本件参拝後、中国、韓国などのアジア諸国のほか米国等日本国外から激しい批判を呼び起こしたのに対し、これら批判に対する日本側の再反発を呼び起こした。

このように、本件参拝は、国又はその機関が靖國神社を特別視し、あるいは他の宗教団体に比べて優越的地位を与えているとの印象を社会一般に生じさせ、靖國神社という特定の宗教への強い肯定的感情を形成することにより、靖國神社の宗教を助長、促進する役割を果たすとともに、原告らを含む個人に対し、大規模かつ組織的継続的に、靖國神社の教義を受け入れ、これに賛同し、同調する内心を形成し、変更するという効果を担ったものである。

(被告らの主張)

否認ないし争う。

(3) 争点(3) (本件参拝により損害賠償の対象となり得るような原告らの権利又は法律上保護されるべき利益の侵害があったといえるか) について

(原告らの主張)

ア 内心の自由形成の権利、信教の自由確保の権利、回顧・祭祀に関する自己決定権等を侵害することについて

(ア) 憲法19条は、個人が、公権力により特定の思想を奨励されたり、これに賛同するよう働きかけを受けたり、又は公権力による圧迫又は干渉を受けることなく、思想、信条などの内心を自由に形成し、変更することができる権利を保障している (内心の自由形成の権利)。

憲法20条1項は、信教の自由の内容として、同条2項に例示される公権力による強制行為を禁じるだけではなく、個人が、公権力により特

定の宗教を奨励されたり、これに賛同するよう働きかけられたり、あるいは公権力による圧迫又は干渉を受けることがない権利を保障している（信教の自由確保の権利）。

また、故人と特別の関係にある者が、その故人に対する敬愛追慕の情に基づき、その故人の意思を尊重したり、その故人をどのように回顧し祭祀するかしないかについての各人の抱く感情などは、法的に保護されるべき利益である（回顧・祭祀に関する自己決定権）。この点、滝井繁男裁判官は、最高裁平成18年6月23日判決・集民220号573頁（以下「最高裁平成18年判決」という。）の補足意見で、「私は、例えば緊密な生活を共に過ごした人への敬慕の念から、その人の意思を尊重したり、その人の霊をどのように祀るかについて各人の抱く感情などは法的に保護されるべき利益となり得るものであると考える。したがって、何人も公権力が自己の信じる宗教によって静謐な環境の下で特別の関係のある故人の霊を追悼することを妨げたり、その意に反して別の宗旨で故人を追悼することを拒否することができるのであって、それが行われたとすれば、強制を伴うものでなくても法的保護を求め得るものとする。そして、このような宗教的感情は平均人の感受性によって認容を迫られるものではなく、国及びその機関の行為によってそれが侵害されたときには、その被害について損害賠償を請求し得るものとする」と述べ、故人と特別の関係のある人が当該故人の霊を追悼することにつき、公権力によって妨げられたり、その意に反して別の宗旨で故人を追悼することを拒否することができるという回顧・祭祀に関する自己決定権を認めた。

また、一般に、故人に対する追慕・慰霊は、行為者の精神における死者との交流であり、追慕・慰霊行為はその交流を実現する個人的な行為であって、かような行為の基礎にある敬愛追慕の情はそれ自体法的に保護されるべきである。

(イ) 本件参拝は、靖國神社の歴史的経緯等を踏まえれば、前記(2)（原告らの主張）のとおり、大々的に喧伝されることによって、靖國神社の宗教に賛同せず、また内閣総理大臣の靖國神社参拝に対し反対する原告らを含む個人の内心の自由形成、信教の自由確保、回顧・祭祀に関する自己決定に対し、重大な圧迫、干渉を加え、原告らの内心の自由形成の権利、信教の自由確保の権利、または遺族原告らの回顧・祭祀に関する自己決定権を侵害するものである。

(ウ) 遺族原告ら（原告西山誠一、原告松岡勲など）の権利侵害

戦没者が靖國神社に合祀されている戦没者と緊密な生活を共に過ごした原告らは、戦没者が自らの命と家族をあきらめ、他者を殺害することを余儀なくされたことを深く悼み、悲しんでいる。そのような遺族原告らにとって、戦没者らがどれほど生きることを望み、家族を慈しんでいたとしても、あるいは反戦思想を有し、他者を尊重する信仰を有していたとしても、そうした個性を全く捨象して、単に国の戦争に狩り出されて死亡したという一事のみをもって、「国（あるいは天皇）のために喜んで死んだ」のだと意味づけられ、その意味づけを核とする宗教の布教宣伝に利用されること自体が著しい苦痛であり、戦没者らの人格を否定するにも等しい行為である。さらには、遺族原告らにとって、戦没者らの死を褒め称える顕彰・慰霊という行為は、その死を喜ばれるという点でも、著しい苦痛をもたらすものである。遺族原告にとって、近親者の死が国あるいは天皇にとって尊敬される死であり、誉め称えられるべきものとして崇拜の対象とされ、その死に続けとする靖國神社の宗教に利用されることをじっと我慢しなければならないとすれば、自らが戦没者の死を悼む行為を真っ向から否定されているのと何ら変わらない。

靖國神社に合祀されている戦没者が平和のための祈りをしていた仏教者であった遺族原告もあり、その遺族原告自身も自分が神になること

はありえないと考えている仏教徒がいる。この遺族原告にとっては、本件参拝は、上記戦没者の人となりを追慕し、その死を悼み悲しむという意味での追慕・慰霊行為ではなく、国ないしは天皇にとって尊敬される死を褒め称える「顕彰行為」という意味をもっている。そして、それこそが遺族原告の精神における戦没者との交流を妨げるものであり、戦没者に対する敬愛追慕の情を侵害する行為である。このように、本件参拝は、まず回顧・祭祀に関する自己決定権の基底をなす敬愛追慕の情を侵害するものである。

(エ) 被告らは、本件は最高裁平成18年判決とほぼ同一の事案であることに照らすと、本件参拝によって原告らの法律上保護された具体的権利ないし法的利益の侵害があったとは言えない旨主張するが、同判決は、「戦没者が靖國神社に祀られているとの観念を受け入れるか否かを含め、戦没者をどのように回顧し祭祀するか、しないかに関して（公権力からの圧迫、干渉を受けずに）自ら決定し、行う権利ないし利益」が侵害されたとして損害賠償請求を求められた事案であり、本件とは事案が異なる。また、同判決は、内閣総理大臣の地位にある者が靖國神社を参拝する行為を、人が宗教施設に参拝する行為一般に解消するものであり到底是認できない。

イ 平和的生存権を侵害すること

(ア) 平和的生存権とは、戦争放棄及び戦力不保持の原則を堅持した社会で生存する権利を意味する。この権利は憲法前文が「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」と明記していること、憲法9条が戦争放棄と戦力不保持を規定していること、憲法13条が基本的人格権を保障していることを総合的な根拠として、憲法上保障された権利であるといえる。

そして、現代社会においては、平和なしにはいかなる権利、自由も実現することができないことからすれば、平和的生存権こそ、あらゆる国

民の権利を基礎づける究極的な権利であるといえることができる。この意味で、平和的生存権は、単なる抽象的な理念ではなく、具体的権利性および裁判規範性を有する権利であるといえる。

この点、名古屋高裁平成20年4月17日判決・判時2056号74頁（以下「名古屋高裁判決」という。）は、平和的生存権には「戦争や武力行使をしない日本に生存する権利」、「戦争や軍隊によって他者の生命を奪うことに加担させられない権利」、「他国の民衆への軍事的手段による加害行為と関わることなく、自らの平和的確信に基づいて平和のうちに生きる権利」、「信仰に基づいて平和を希求し、すべての人の幸福を追求し、そのために非戦・非暴力・平和主義に立つて生きる権利」が含まれるものと解釈した上、「このような平和的生存権は、現代において憲法の保障する基本的人権が平和の基盤なしには存立し得ないことからして、全ての基本的人権の基礎にあってその享有を可能ならしめる基底的权利であるといえることができ、単に憲法の基本的精神や理念を表明したに留まるものではない。法規範性を有するというべき憲法前文が上記のとおり『平和のうちに生存する権利』を明言している上に、憲法9条が国の行為の側から客観的制度として戦争放棄や戦力不保持を規定し、さらに、人格権を規定する憲法13条をはじめ、憲法第3章が個別的な基本的人権を規定していることからすれば、平和的生存権は、憲法上の法的な権利として認められるべきである。そして、この平和的生存権は、局面に応じて自由権的、社会権的又は参政権的な態様をもって表れる複合的な権利といえることができ、裁判所に対してその保護・救済を求め法的強制措置の発動を請求し得るという意味における具体的権利性が肯定される場合があるといえることができる。」と判示して、平和的生存権の具体的権利性を肯定している。このように、原告らの主張する平和的生存権の内容は、名古屋高裁判決の判旨からしても、

当然に具体的権利性を有するものである。

そして、名古屋高裁判決は、平和的生存権が侵害されたと評価できる場合について、「例えば、憲法9条に違反する国の行為、すなわち戦争の遂行、武力の行使等や、戦争の準備行為等によって、個人の生命、自由が侵害され又は侵害の危機にさらされ、あるいは、現実的な戦争等による被害や恐怖にさらされるような場合、また、憲法9条に違反する戦争の遂行等への加担・協力を強制されるような場合には、平和的生存権の主として自由権的な態様の表れとして、裁判所に対し当該違憲行為の差止請求や損害賠償請求等の方法により救済を求めることができる場合があると解することができる、その限りでは平和的生存権に具体的権利性がある。」旨判示している。このような名古屋高裁判決の基準によれば、少なくとも、本件参拝が戦争準備行為等に該当し、原告らの生命、自由が侵害の危機にさらされたといえる場合には、平和的生存権侵害が認められるものと解する。

そして、本件参拝は、次のとおり、戦争準備行為等に該当し、原告らの生命、自由を侵害の危機にさらしたものである。

(イ) 戦争準備行為等該当性

靖國神社は、明治時代に創建され、その後国家神道の中核に位置するようになったものであり、天皇のために戦死した者を勲功顕彰するための宗教的施設であった。靖國神社は、日清戦争及び日露戦争を機に、戦死者を英霊として慰霊顕彰し、天皇制への帰依を強化する施設としての機能を発揮し、軍国主義の生成及び発展についての精神的支柱としての役割を果たすとともに、戦争完遂のために戦死を美化する宗教的思想的装置として極めて重要な役割を担った。第2次世界大戦後、靖國神社は宗教法人となったが、国家神道の思想を堅持しており、戦死者を神とし

て崇めることにより、戦死を空襲などによる戦災死などとは明確に区別し、戦死を気高いものとして美化している点において第2次世界大戦前と何ら変わるところはなく、現在まで戦前の軍国主義的性格を継承している。

このような靖國神社の歴史的経緯等に加え、被告安倍が憲法9条の改正を政治家としての目標に掲げていることからすれば、本件参拝は、靖國神社という戦前の全体主義的な政治的象徴を承認、称揚、鼓舞するという行為である。そして、被告安倍が、これまでの内閣法制局の見解を無視し集団的自衛権の行使について憲法に反しないと主張している事実、平成25年9月の訪米時に「私を右翼の軍国主義者と呼びたいければ、そう呼んでいただきたい」と発言した事実等に鑑みれば、本件参拝は、靖國神社の有していた戦前の軍国主義の精神的支柱としての役割を現在において積極的に活用しようという意図のもと行われたものと考えざるを得ず、「戦争の準備行為等」と十分に評価できるものである。

また、被告安倍のかかる意図は、被告靖國神社としても新聞報道等を通じて十分に認識しうるものであるから、被告靖國神社による本件参拝受入れもまた「戦争の準備行為等」と評価しうる。

(ウ) 生命、自由の侵害が危機にさらされたこと

本件参拝前から、日本を含む北東アジアにおいては、歴史認識を巡る中国、韓国、日本の対立に加え、中国政府による防空識別圏の設定、日本国内での他民族排斥運動等の不安定な要因が顕在化していた。

そのような中で、平成20年以降、日本、韓国、中国の3か国は、3か国会談を定例化することにより、北東アジア地域における緊張の緩和に向けて努力していたものといえる。平成25年は尖閣諸島をめぐる対立から3か国会談の開催が延期されていたが、同年11月7日にソウル市内で開催された日本、中国、韓国の次官級会議において、「協力の発

展」に向けた3か国の決意が確認された。当該次官級会議は、3か国間協力の協議復活への第一歩となるものと期待されていた。

本件参拝は、前記のとおり動き出そうとしていた3か国間の協力を停滞させるものであり、北東アジアにおける外交的緊張を一気に高めたものと評価せざるを得ない。被告安倍の本件参拝について、韓国政府は「韓日関係はもちろん、北東アジアの安定と協力を根本から損ねる時代錯誤的な行為」と非難する声明を發表している。

このような状況で、もし何らかの偶発事象が発生した場合、北東アジアにおける軍事的摩擦に発展し、原告らの「生命、自由」に対する侵害が発生する可能性もある。この意味で、本件参拝及び本件参拝受入れは、「原告らの生命、自由が侵害の危機にさらされた」ものと言わざるを得ない。

(エ) 以上のとおり、本件参拝及び本件参拝受入れは、原告らの平和的生存権を侵害したものである。

(オ) なお、仮に本件参拝が戦争準備行為等に当たらず、原告らの生命、自由が危機にさらされたと認められないとしても、本件参拝は次の戦争のための準備行為の一つとしての本質を有するものであるから、平和的生存権を侵害するものといえる。

ウ 憲法尊重擁護義務を負う内閣総理大臣に対する期待権の侵害

小泉訴訟で原告であった原告らは、福岡地裁平成16年4月7日判決（以下「福岡地裁平成16年判決」という。）及び大阪高裁平成17年9月30日判決（以下「大阪高裁平成17年判決」という。）の理由中で、内閣総理大臣としての靖國神社参拝が違憲であると判断された以上、その後の内閣総理大臣は司法判断を遵守し、二度と靖國神社参拝を行わないだろうと信頼し、期待していた。このような期待権は法的保護に値する。

ところが、被告安倍は、上記司法判断を敢えて無視し、内外の反対を振り切り敢えて本件参拝を強行した。

したがって、本件参拝は、憲法尊重擁護義務を負う内閣総理大臣が、二つの司法判断が示された後、もはや靖國神社参拝を行うことはないであろうという上記原告らの内閣総理大臣に対する強い期待権を直接侵害したものである。

エ 沖縄在住原告ら（原告安谷屋昌一、原告知花昌一等）の権利侵害

悲惨極まりない沖縄戦を経験し、「命こそ宝」と心から希求する沖縄在住原告らにとって、多くの住民の死を招いた皇軍兵士の戦死者を祭神として賛美することを止めることこそが、平和を追求する第一歩である。本件参拝は、沖縄在住原告らにとって、沖縄戦で多くの住民を死に追いやった皇軍兵士を「英霊」として褒め称えることを意味し、沖縄在住原告らは本件参拝により耐え難い苦痛を受けている。

オ 台湾在住原告らの権利侵害

原告らのうち29名は、台湾に在住する台湾人であり、そのうち原告史亞山、原告伍木松、原告伍美珠、原告伍萬壽、原告因卡美明、原告高金素梅、原告張嘉琪及び原告雲雅舜は台湾政府に認定された台湾原住民族の出身である。原告因卡美明、原告張嘉琪、原告雲雅舜は遺族原告でもある。また、原告因卡美明及び原告高金素梅らは、平成15年2月17日、内閣総理大臣である小泉純一郎が靖國神社を参拝したことにつき、靖國神社、国、小泉純一郎を被告とする損害賠償請求訴訟を提起し、その控訴審判決において、これが憲法20条3項の禁止する宗教的活動に当たるとの判断を得た。

内心の自由形成の権利、信教の自由確保の権利及び回顧・祭祀に関する自己決定権は、日本国憲法のみならず、B規約18条によって遍くすべての市民に保障されている。また、少数民族である台湾原住民族に属する原

告らは、「GAGA」と呼ばれる独特の規範があり、その一つに死者の霊を、神社等の施設において神として祀ることはなく、それぞれにおいて祖先を祀る習慣と伝統がある。このような習慣と伝統は、「自己の文化を享有し、自己の宗教を信仰しかつ実践しまたは自己の言語を使用する権利」としてB規約27条により保障されている。

台湾原住民族出身の原告にとっては、家族である戦没者を靖國神社に祀られるということは、GAGAに従って先祖を身近に祀っておくことができないということを意味し、自らの方法で祖霊を祭祀する権利を侵害されていることとなる。

被告安倍は、平成27年5月15日、集団的自衛権の行使を可能にすることなどを盛り込んだ安全保障法制関連法案を国会に提出した。これにより戦争開始に向けた危険はさらに具体化されたといえる。台湾は、地理的に日本と中国の中間に位置し、有事の際には否が応でも巻き込まれる危険が高い。本件参拝は、台湾在住原告らが戦時に巻き込まれる危険を高めるものであって、台湾在住原告らの平和的生存権を侵害するものである。

(被告国及び被告安倍の主張)

否認ないし争う。

ア 内心の自由を侵害するものではないこと

憲法19条が、思想・良心の自由を侵害してはならないとした意義は、第1に内心に基づく不利益取扱の禁止、第2に内心の告白を強制することの禁止（沈黙の自由の保障）、第3に特定思想の強制・勧奨の禁止であると解されている。

しかるに、本件参拝は、思想信条を理由として原告らを不利益に取り扱ったり、原告らに内心の告白を強制したり、特定思想を持つことを妨げ、あるいは強制、勧奨したりするものではないから、本件参拝は原告らの内心の自由を侵害するものでない。

なお、原告らは、本件参拝がマスメディアを通じて報道され、国内外の社会的関心を呼び起こしたことをもって、原告らの内心の自由に対する圧迫、干渉が加えられた旨主張するが、賛否両論や社会的関心を喚起したことと、国家による圧迫、干渉を同視することができないことは言うまでもなく、原告らのこのような主張は明らかに失当である。

イ 信教の自由を侵害するものではないこと

憲法20条1項が保障する信教の自由は、自己の信仰と相いれない信仰を持つ者の信仰に基づく行為に対して、それが強制や不利益の付与を伴うことにより自己の信教の自由を妨害するものでない限り寛容であることを要請するものである（最高裁昭和63年6月1日大法廷判決・民集42巻5号277頁）。

そして、信教の自由の保障は、国家から公権力によってその自由を制限されず、また、不利益を課されないとの意味を有するものであり、国家によって信教の自由が侵害されたといいうるためには、少なくとも国家による信教を理由とする不利益な取扱又は強制・制止が存在する必要がある。

しかるに、人が神社に参拝する行為自体は、他人の信仰生活に対し、圧迫、干渉を加えるような性質のものではなく、このことは内閣総理大臣の地位にある者が靖國神社を参拝した場合においても異なるものではない（最高裁平成18年判決）。

本件参拝についても、これが原告らに対し、何らかの信仰、宗教的行為等を強要し、あるいは、原告らの信教の自由につき、不利益な取扱いや強制を伴うものではないから、本件参拝が原告らの信教の自由を侵害するものでないことは明白である。

ウ 回顧・祭祀に関する自己決定権を侵害するものではないこと

最高裁平成18年判決は、「戦没者が靖國神社に祀られているとの観

念を受け入れるか否かを含め、戦没者をどのように回顧し祭祀するか、しないかに関して（公権力からの圧迫、干渉を受けずに）自ら決定し、行う権利ないし利益」が侵害され、精神的苦痛を受けたとして、上告人ら（一審原告ら）が国賠法1条1項の損害賠償請求を求めた事案において、「人が神社に参拝する行為自体は、他人の信仰生活等に対して圧迫、干渉を加えるような性質のものではないから、他人が特定の神社に参拝することによって、自己の心情ないし宗教上の感情が害されたとし、不快の念を抱いたとしても、これを被侵害利益として、直ちに損害賠償を求めることはできないと解するのが相当である。上告人らの主張する権利ないし利益も、上記のような心情ないし宗教上の感情と異なるものではないというべきである。」とした。その上で、同判決は、「このことは、内閣総理大臣の地位にある者が靖國神社を参拝した場合においても異なるものではない」から、当該参拝行為によって、「上告人らに損害賠償の対象となり得るような法的利益の侵害があったとはいえず、上告人らの損害賠償請求は、その余の点について判断するまでもなく理由がない」としてこれを棄却した原審の判断を維持した。

原告らのいう「回顧・祭祀に関する自己決定権」や敬愛追慕の情は、結局のところ、最高裁平成18年判決において問題とされた上記「心情ないし宗教上の感情」と異なるものではなく、本件参拝によって原告らの言う「回顧・祭祀に関する自己決定権」が侵害され、損害賠償の対象となり得るような法的利益の侵害があったと認められないことは、同判決から明らかである。

また、本件参拝は、靖國神社に合祀されている故人が「国（あるいは天皇）のために喜んで死んだ」と意味付けをし、「その死を喜ぶものではないし、遺族原告らが、当該個人の霊を靖國神社の宗教とは異なる宗教等によって静謐な環境の下で追悼することを妨げるものでも、靖國

神社の宗旨で故人を追悼することを遺族原告らに奨励し、働きかけるものでもない。

エ 平和的生存権侵害がないこと

原告らの主張する平和的生存権は、概念そのものが抽象的かつ不明確であり、具体的な権利内容、根拠規定、主体、成立要件、法的効果等のいずれをみても極めて曖昧なものであるから、損害賠償の対象となり得るような法的利益とは認められない。

この点について、最高裁平成元年6月20日判決・民集43巻6号385頁は、国との間の自衛隊基地建設用地売買契約を巡り、憲法前文及び憲法9条が保障する平和的生存権等が侵害されたとして当該売買契約の有効性等が争われた事案において、「上告人らが平和主義ないし平和的生存権として主張する平和とは、理念ないし目的としての抽象的概念であって、それ自体が独立して、具体的訴訟において私法上の行為の効力の判断基準になるものとはいえず」ない旨判示し、平和的生存権の裁判規範性を明確に否定している。また、本件の同種訴訟（福岡高裁平成4年2月28日判決・判例時報1426号85頁、大阪高裁平成4年7月30日判決・訟務月報39巻5号827頁、仙台高裁平成20年1月25日判決等）においても、これと同様の判断が繰り返されている。

以上のとおり、原告らの主張する平和的生存権は損害賠償の対象となり得るような法的利益とは認められず、本件参拝によって、原告らの平和的生存権が侵害されたとは認められない。

また、本件参拝は、原告らが主張するような「戦争の準備行為等」ではないし、本件参拝により原告らの生命、自由が侵害の危機にさらされたとはいえない

オ 憲法尊重擁護義務を負う内閣総理大臣に対する期待権の侵害

原告らが主張する期待権は、損害賠償の対象となり得るような法的利

益であるとは認められない。

カ 沖縄在住原告，台湾人在住原告らの権利侵害

否認ないし争う。

(4) 争点(4) (本件参拝受入れにより損害賠償の対象となり得るような原告らの権利又は法律上保護されるべき利益の侵害があったといえるか) について

(原告らの主張)

前記(3) (原告らの主張) のとおり，本件参拝受入れにより原告らの内心の自由形成の権利，信教の自由確保の権利，回顧・祭祀に関する自己決定権及び平和的生存権等が違法に侵害された。

(被告靖國神社の主張)

否認ないし争う。

(5) 争点(5) (原告らの損害) について

(原告らの主張)

原告らは，被告安倍の本件参拝及び被告靖國神社の本件参拝受入れによって内心の自由形成の権利，信教の自由確保の権利，回顧・祭祀に関する自己決定権及び平和的生存権等の侵害という精神的損害を受けたものであり，この精神的損害を慰謝するため，一部請求として，原告一人当たり各1万円を請求する。

(被告らの主張)

否認ないし争う。

(6) 争点(6) (被告安倍の個人責任の成否) について

(原告らの主張)

本件参拝が原告らの権利を侵害して違法であることは前記(3) (原告らの主張) のとおりであるから，被告安倍は，民法709条に基づき損害賠償責任を負う。

最高裁昭和53年10月20日第二小法廷判決・民集32巻7号1367頁（以下「最高裁昭和53年判決」という。）は，少なくとも，当該公務員の行為が公務として特段の保護を必要としないほどに違法性が明白で，行為者たる公務員が当該行為の違法性を当初から認識している場合には，その射程は及ばないのであって，この場合は公務員個人も責任を負うべきと考えるのが相当である。

被告安倍は，本件参拝が公務として特段の保護を何ら必要としないほどに明白に違法な公務であることを充分認識しながら，本件参拝を敢行したのであるから，本件の場合には最高裁昭和53年判決の射程は及ばない。
(被告安倍の主張)

争う。最高裁昭和53年判決によれば，公権力の行使に当たる公務員の職務執行によって損害が生じた場合，当該公務員は，民法709条に基づき，個人的に損害賠償責任を負わない。そうであれば，本件参拝が公権力を行使する公務員の職務執行にあたる場合，被告安倍は民法上の不法行為責任を負わないから，原告らの主張は失当である。

(7) 争点(7) (本件参拝差止請求の必要性) について

(原告らの主張)

ア 内心の自由形成の権利，信教の自由確保の権利及び回顧・祭祀に関する自己決定権（特定の故人に対する敬愛追慕の情を含む。）並びに平和的生存権は，人格に関わる極めて重大なものであって，人格権に包摂される。原告らは，前記(3) (原告らの主張) のとおり，本件参拝によりこれらの権利を違法に侵害された。

イ 被告安倍は，本件参拝をする前には，平成24年10月17日に自民党総裁として靖國神社秋季例大祭に合わせて参拝し，「国のために命をささげた英霊に対し，尊崇の念を表するために参拝した。」と参拝の趣旨を述べ，再び内閣総理大臣に就任した後の平成25年2月7日には，

衆議院予算委員会で「第1次安倍内閣において参拝できなかったことは痛恨の極みだ。」と答弁し、同年4月21日の春季例大祭、同年8月15日には、自民党萩生田光一総裁特別補佐（以下「萩生田」という。）を通じて私費で玉串料を奉納し、同年10月22日には衆議院予算委員会で「第1次安倍政権の任期中に参拝できなかったことは痛恨の極みだ。その気持ちは今も全く変わっていない」との答弁を繰り返していたことからすれば、被告安倍は、内閣総理大臣となったからには靖國神社の参拝は当然に行うべきであり、いかなる批判や反対をも押し切ってこれを断行するという強い意思を有していることが明らかである。

また、本件参拝後についても、被告安倍は、平成26年4月21日の春季例大祭に「内閣総理大臣 安倍晋三」の名で私費から5万円を支払って真榊を奉納し、同年8月15日には自分の代理人として萩生田に靖國神社を参拝させ、その際萩生田は「自民党総裁 安倍晋三」と記帳し、玉串料を奉納した。また同年10月17日の靖國神社秋季例大祭、平成27年4月21日の春季例大祭には「内閣総理大臣 安倍晋三」の名で真榊を奉納し、同年8月15日には自分の代理人として萩生田に私費で自民党総裁として玉串料を奉納している。これらの事情からすれば、被告安倍は本件参拝後も内閣総理大臣として靖國神社参拝を志向しているといえる。

以上のような被告安倍の靖國神社に関する言動からすれば、被告安倍が今後も靖國神社を参拝し、これによって原告らの人格権が違法に侵害される事態が繰り返される恐れは極めて大きく、よって被告安倍が内閣総理大臣として靖國神社を参拝することを差し止める必要性がある。

ウ したがって、原告らは、人格権並びに内心の自由、信教の自由及び平和的生存権などの憲法上の基本権に基づき、本件参拝と同様の行為を繰り返させないため、差止請求権を有する。

（被告安倍の主張）

否認ないし争う。被告安倍が靖國神社に参拝することにより、原告らの法律上保護された具体的権利ないし法的利益が侵害されるものではないから、本件参拝差止請求は理由がない。

(8) 争点(8)（本件参拝受入差止請求の適法性及び必要性）について

（原告らの主張）

前記(7)（原告らの主張）記載のとおり、被告安倍は内閣総理大臣として靖國神社を参拝することを強く志向して本件参拝を実行し、本件参拝後も自分の代理人に参拝させたり、真榊や玉串料を奉納したりするなど、靖國神社参拝を志向している徴表たる行為を継続しているところ、被告靖國神社は、被告安倍のこのような行為を受け入れ続けている。そうすると、被告靖國神社が今後も被告安倍の内閣総理大臣としての靖國神社参拝を受け入れ、これによって原告らの人格権が違法に侵害される事態が繰り返される恐れは極めて大きく、よって被告靖國神社の参拝受入を差し止める必要性がある。

したがって、原告らは、本件参拝受入れと同様の行為を繰り返さないようにするため、本件参拝受入差止請求権を有する。

（被告靖國神社の主張）

被告靖國神社は、被告安倍の内閣総理大臣としての参拝とそれ以外の参拝とを区別することはできないのであり、本件参拝受入差止請求は被告靖國神社としてなすべき作為又は不作為の内容が特定されていない。また、本件参拝差止請求により被告安倍の内閣総理大臣としての参拝を差し止める目的は達成されるので、本件参拝受入を差し止める必要性はない。

よって、原告らの被告靖國神社に対する本件参拝受入差止請求に係る訴えは不適法であるから却下すべきである。

第3 当裁判所の判断

1 認定事実

前記争いのない事実に加え、証拠（各掲記）及び弁論の全趣旨によれば、次の各事実を認めることができる。

(1) 靖國神社について

靖國神社の前身である東京招魂社は、明治2年（1869年）6月29日、戊辰戦争の官軍の戦没者を祀るため、明治天皇の命により創建された。

東京招魂社は明治12年（1879年）6月4日に靖國神社と改称され、別格官幣社の社格が与えられた（甲8）。その施設の敷地は国有地が提供され、内務・陸軍・海軍各省の管理下におかれた。

靖國神社の祭神は、霊璽簿に登載された天皇側の戦死者に限られ、登載の決定権は軍当局にあった。霊璽簿は正殿に祀られた。

日清戦争、日露戦争等における戦没者も合祀され、満州事変とそれに続く日中戦争、太平洋戦争の戦死者も合祀された。

第2次世界大戦後の昭和27年9月30日、靖國神社は宗教法人法に基づき宗教法人を設立し、東京都の認証を受けた。

昭和27年9月30日の靖國神社社憲の前文は「本神社は明治天皇の思召に基き、嘉永六年以降國事に殉ぜられたる人々を奉齋し、永くその祭祀を齋行して、その『みたま』を奉慰し、その御名を万代に顯彰するため、明治二年六月二十九日創立せられた神社である。いやしくも本神社に職を奉ずる者は、その任の輕重、職域の如何を問はず、深く本神社を信奉し、祭神の御神徳を体し、清明を以てその任に當り、祭祀を嚴修し、祭神の遺族・崇敬者を教導し、御社運の隆昌を計り、以て万世にゆるぎなき太平の基を開き、本神社御創立のよつて立つ安國の理想の實現に一意邁進しなければならない。」と定められ（甲11）、靖國神社規則3条は目的として「本法人は、明治天皇の宣らせ給うた『安國』の聖旨に基き、國事に殉ぜられた人々を奉齋し、神道の祭祀を行ひ、その神徳をひろめ、本神社を信奉する祭神の遺族その他

の崇敬者（以下「崇敬者」といふ）を教化育成し、社會の福祉に寄與し、その他本神社の目的を達成するための業務及び事業を行ふことを目的とする。」

と定められた（甲12）。なお、昭和21年4月1日の靖國神社規則2条は

「本神社ハ創立ノ際明治天皇ノ宣ラセ給ヘル『安國』ノ聖旨ニ基キ、國事ニ殉セラレシ御靈ヲ祭神トシ、其ノ神徳ヲ光昭シ、併セテ遺族慰藉ノ方途ヲ講シ、以テ平和醇厚ナル民風ヲ振勵スルヲ目的トス。」と定めていた（甲10）。

靖國神社には、戊辰戦争の官軍の戦没者（3588人）、「嘉永6年癸丑以来」の国事殉難者、西南戦争の政府軍の戦没者、日清戦争の戦没者（1万4000名余り）、日露戦争の戦没者（8万8000名余り）、第1次及び第2次世界大戦の戦没者等の合計246万余名が合祀されている（甲6）。なお、A級戦犯も合祀されている。

(2) 本件参拝等について

ア 被告安倍は、平成18年9月から平成19年8月までの間、内閣総理大臣の地位にあったが、この間に靖國神社を参拝したことはなかった。

イ 被告安倍は、本件参拝前に、概要次のような発言をしてきた（甲4の2、3の8）。

平成24年11月30日の首相就任前の党首討論会において、「前回の首相在任中、靖國神社に参拝できなかったことは痛恨の極みだ。国のリーダーが国のために命をかけた英靈に尊崇の念を表すことに外国からクレームをつけられるいわれはない。」

平成25年2月7日の衆議院予算委員会において「第1次内閣で参拝できなかったことは痛恨の極みだ」、同月8日の衆議院予算委員会において、「内閣として、全員が参拝するとか、全員が参拝してはいけない、ということを申し上げるつもりは全くない。閣僚の自由意思に基づいて行うことだ。」

平成25年4月24日の参議院予算委員会において、「国のために尊

い命を落とした英霊に尊崇の念を表すのは当たり前。どんな脅かしにも屈しない。その自由は確保している。」

平成25年10月22日の衆議院予算委員会において、「私は第1次安倍政権の任期中に参拝できなかったことは『痛恨の極みである』と申し上げた。本来、外交問題、政治問題化させるべきではない。」

ウ 被告安倍は、本件参拝の前夜には韓国政府に対し、本件参拝当日の午前中にはアメリカ合衆国政府に対し、被告安倍が靖國神社を参拝することをそれぞれ通知した（甲2の4、4の14、4の15）。

被告安倍は、同日午前中自民党の石破幹事長（当時）及び公明党の山口代表にも参拝する旨を電話で連絡した（甲1の4、2の1、3の8、4の3）。

首相官邸は、本件参拝当日の午前10時35分頃、本件参拝に先立って被告安倍の靖國神社参拝の日程を発表し、同日午前11時半頃には、石破幹事長が自民党本部で記者団に「政権発足1年の節目に平和を願い、御霊に哀悼の意を表する思いで参拝を決意された」、「首相は6年前の政権のときに参拝できなかったのは、痛恨の極みであるという強い気持ちがあった」と発表した（甲14）。

自民党の額賀福志郎日韓議員連盟会長は、本件参拝前に被告安倍に電話をし、「北東アジアの情勢が不安になる中で、特に日韓関係が大事だ。思いとどまってほしい。」と求めた。

エ 被告安倍は、平成25年12月26日午前11時30分頃、公用車で靖國神社に到着し、到着殿にて徳川宮司の迎いの挨拶を受け、「内閣総理大臣 安倍晋三」と記帳した。被告安倍は、まず鎮靈社（戦争や事変で死亡し、靖國神社に合祀されない国内及び諸外国の人々を慰霊するために昭和40年頃建てられた社）を参拝し、続いて拝殿から本殿に昇殿し、二礼二拍手一礼の形式で参拝した。その後、被告安倍は、参集殿に

移動して記者会見に応じ、午前11時50分頃、到着殿にて宮司の見送りを受け、靖國神社を立ち去った（本件参拝）。到着殿から参集殿に至るまでは、被告靖國神社の神職が先導、同行した。参拝に当たり、「内閣総理大臣 安倍晋三」の名で私費から献花料10万円を奉納しており（乙A1）、本殿入口に設置された生花一对には「内閣総理大臣 安倍晋三」という札が掛けられていた（甲1の1、1の2、1の4、1の7、3の1、3の2、3の4、4の1、5、14）。

この点、原告らは、二つの新聞記事（甲1の7、3の4）を根拠として、被告安倍が本件参拝にあたり玉串料3万円を奉納した旨主張する。しかし、原告らが挙げる二つの新聞記事以外の新聞記事には献花料の記載はあるものの、玉串料の記載はなく、また玉串料と献花料をいずれも奉納した旨を記載した記事がないことからすれば（甲1の1、1の2、1の4、3の1、3の2、4の1、5）、原告らの根拠とする新聞記事が誤報である可能性が高い。その他に原告らの前記主張を認めるに足りる証拠はない。よって、被告安倍が本件参拝に当たり玉串料を奉納したと認めることはできない。

オ 本件参拝後、新聞、テレビ等の報道機関は、本件参拝を大々的に報道した（甲1の1ないし5、14）。

前記エのとおり、被告安倍は、本件参拝後に参集殿にて記者会見に応じたが、その概要は以下のとおりである（甲3の5）。

「本日、靖國神社に参拝をいたしました。日本のために尊い命を犠牲にされた御英霊に対し、尊崇の念を表し、そして御霊安かれと手を合わせてまいりました。」「鎮靈社にお参りをいたしまして、すべての戦争において命を落とされた人々のために手を合わせ、ご冥福をお祈をし、そして二度と再び戦争の惨禍によって人々の苦しむことのない時代をつくるとの決意を込めて不戦の誓いをいたしました。」「今後のことについて、この場

でお話することは差し控えさせていただきたいと思います。私は『第1次安倍政権の任期中に靖國神社に参拝できなかったことは痛恨の極みだ』と、このように申し上げてまいりました。それは総裁選においても、あるいは衆院選の時においてもそう述べてまいりました。その上で、私は総裁に選出され、そして、総理大臣となったわけでございます。私はこれからも、私の参拝の意味について、理解をしていただくための努力を重ねていきたいと思います。」

また、被告安倍は、本件参拝に合わせ、下記のと通りの談話「恒久平和への誓い」を発表し、これを英語、中国語、アラビア語、フランス語、ドイツ語、韓国語、ロシア語、スペイン語付きで発表した（甲2の2、3の5、4の10）。

記

本日、靖國神社に参拝し、国のために戦い、尊い命を犠牲にされた御英霊に対して、哀悼の誠を捧げるとともに、尊崇の念を表し、御霊安らかなれとご冥福をお祈りしました。また、戦争で亡くなられ、靖國神社に合祀されない国内、及び諸外国の人々を慰霊する鎮霊社にも、参拝いたしました。

御英霊に対して手を合わせながら、現在、日本が平和であることのありがたさを噛みしめました。

今の日本の平和と繁栄は、今を生きる人だけで成り立っているわけではありません。愛する妻や子どもたちの幸せを祈り、育ててくれた父や母を思いながら、戦場に倒れたたくさんの方々。その尊い犠牲の上に、私たちの平和と繁栄があります。

今日は、そのことに改めて思いを致し、心からの敬意と感謝の念を持って、参拝いたしました。

日本は、二度と戦争を起こしてはならない。私は、過去への痛切な反省

の上に立って、そう考えています。戦争犠牲者の方々の御霊を前に、今後とも不戦の誓いを堅持していく決意を、新たにしていまいりました。

同時に、二度と戦争の惨禍に苦しむことが無い時代をつくらなければならない。アジアの友人、世界の友人と共に、世界全体の平和の実現を考える国でありたいと、誓ってまいりました。

日本は、戦後68年間にわたり、自由で民主的な国をつくり、ひたすらに平和の道を邁進してきました。今後もこの姿勢を貫くことに一点の曇りもありません。世界の平和と安定、そして繁栄のために、国際協調の下、今後その責任を果たしていまいります。

靖國神社への参拝については、残念ながら、政治問題、外交問題化している現実があります。

靖國参拝については、戦犯を崇拝するものだとは批判する人がいますが、私が安倍政権の発足した今日この日に参拝したのは、御英霊に、政権1年の歩みと、二度と再び戦争の惨禍に人々が苦しむことの無い時代を創るとの決意を、お伝えするためです。

中国、韓国の人々の気持ちを傷つけるつもりは、全くありません。靖國神社に参拝した歴代の首相がそうであった様に、人格を尊重し、自由と民主主義を守り、中国、韓国に対して敬意を持って友好関係を築いていきたいと願っています。

国民の皆さんの御理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

カ 本件参拝後の発言など

(ア) 菅官房長官は本件参拝当日午後の記者会見で、記者の「長官はずっと、政権1周年とか、政権として実績を積み重ねてきたとおっしゃっていましたが、今回の参拝は実績にあたるのですか」の質問に対し、「少なくとも、安倍総理は、自民党総裁選挙、または衆議院の総選挙を通じてです、国民の皆さんに対して、総理大臣としての任期中に靖國を参拝す

ることができなかったことは痛恨の極みであるということをですね、国民の皆様は約束をしてきました。まそういう意味では、国民の皆様は約束してきた、そういう思いも私はあったんだろうというふうに思います。」と答えた。これを受けて、記者が「安倍政権としてどう実績なんですか」と質問したところ、菅官房長官は、「だから、総理大臣としてもそうした発言を様々な機会ですてきたんじゃないでしょうか。」と答えた。さらに記者が「政権全体としても国益にかなったことだったというふうにお考えなんですか。」と質問すると、菅官房長官は、「それはあの、そうした国民の皆様と約束したことを一つ一つしっかりと果たしていく、ということじゃないでしょうか。」と答えた（首相官邸ホームページ・内閣官房長官記者会見の動画「平成25年12月26日（木）午後」）。

(イ) 被告安倍は、平成26年1月29日参議院本会議において、「私は、靖國神社を参拝し、国のために戦って尊い命を犠牲にした方々に対して尊崇の念を表し、御霊安らかなれと御冥福をお祈りしました。この参拝は、私人の立場で行ったものであって、また、供花代を公費から支出しておらず、憲法の政教分離原則に反する可能性があるとの御指摘は当たりません」と答弁する（乙C2）など、本件参拝を私人の立場で行ったものである旨一貫して述べている。

キ 本件参拝後、被告安倍は靖國神社に参拝をしていない。

2 原告らの被告安倍、被告国及び被告靖國神社に対する損害賠償請求について（本件請求3関係）

(1) 争点(3)及び(4)（本件参拝及び本件参拝受入れにより損害賠償の対象となり得るような原告らの権利又は法律上保護されるべき利益の侵害があったといえるか）について

ア 内心の自由形成の権利、信教の自由確保の権利、回顧・祭祀に関する自己決定権等の侵害について

人が神社に参拝する行為自体は、他人の信仰生活等に対して圧迫、干渉を加えるような性質のものではないから、他人が特定の神社に参拝することによって、自己の心情ないし宗教上の感情が害されたとし、不快の念を抱いたとしても、これを被侵害利益として、直ちに損害賠償を求めることはできないと解するのが相当である。

そして、本件と同様、内閣総理大臣が靖國神社を参拝した行為が政教分離原則を規定した憲法20条3項に違反するとして回顧・祭祀に関する自己決定権等の侵害があると主張した事案における最高裁平成18年判決は、上記のことは、内閣総理大臣の地位にある者が靖國神社を参拝した場合においても異なるものではないと判示した。

これに対し、原告らは、人が神社に参拝する行為と、内閣総理大臣が靖國神社に参拝する行為は異なるとして、被告安倍が内閣総理大臣として憲法9条の改正等を目標としていることや靖國神社の歴史的経緯等に照らせば、本件参拝及び本件参拝受入れは、大々的に喧伝されることによって、国又はその機関が靖國神社を特別視し、あるいは他の宗教団体に比べて優越的地位を与えているとの印象を社会一般に生じさせ、靖國神社という特定の宗教への強い肯定的感情を形成することにより、靖國神社の宗教に賛同せず、また内閣総理大臣の靖國神社参拝に対し反対する原告らを含む個人の内心の自由形成、信教の自由確保、回顧・祭祀に関する自己決定に対し、重大な圧迫、干渉を加え、原告らの内心の自由形成の権利、信教の自由確保の権利、及び遺族原告らの回顧・祭祀に関する自己決定権を侵害するものであると主張する。原告らから提出された高橋哲哉の意見書（甲22）も同様の意見を述べている。

確かに、前記1(1)で認定したように、靖國神社は国事に殉ぜられた人々を奉斎すること等を目的とするものであり、その歴史的経緯からして一般の神社とは異なる地位にあることは認められ、前記1(2)で認定したよう

に、行政権を有する内閣の首長である内閣総理大臣の被告安倍が本件参拝をすることが社会的関心を喚起したり、国際的にも報道されるなど影響力が強いことは認めることができる。

しかしながら、このように、内閣総理大臣である被告安倍が、一般の神社とは異なる地位にある靖國神社に参拝することにより、一般人が神社に参拝するのと比較して、原告らの内心の自由、信教の自由及び回顧・祭祀に関する自己決定権に対して大きな影響を及ぼすことは認めることはできるものの、被告安倍が参拝し、これを靖國神社が受け入れるという行為は、それが参拝にとどまる限度において、原告らのような特定の個人の信仰生活等に対して、信仰することを妨げたり、事実上信仰することを不可能とするような圧迫、干渉を加えるような性質のものでないと解される。そうであれば、最高裁平成18年判決と同様に、内閣総理大臣の地位にある者が靖國神社を参拝した場合においても、原告らが、自己の心情ないし宗教上の感情が害されたとし、不快の念を抱いたとしても、これを被侵害利益として、直ちに損害賠償を求めることはできないと解するのが相当である。

原告金信明こと松澤信明は、本件参拝と民族差別等のヘイトスピーチが行われていることが関連するかのよう供述し、原告らのうち若者世代(20代、30代)の者らも本件に関して供述すること自体にヘイトスピーチの被害に遭う危険があるなどと主張する。これらの主張は、本件参拝や本件参拝受入れによりヘイトスピーチが行われ原告らの信仰生活等に圧迫、干渉が与えられるとの主張であるものと考えられる。しかし、原告らが主張するヘイトスピーチの原因が本件参拝及び本件参拝受入れにあると認めるに足りる証拠はなく、これら原告らの主張は理由がない。

原告西山誠一及び原告松岡勲は、遺族の意に反して靖國神社に合祀されているのに本件参拝及び本件参拝受入れにより「国(あるいは天皇)のために喜んで死んだ」と意味付けされ、布教宣伝に利用される行為が苦痛で

あると供述する。しかし、前記1(2)才認定のように、被告安倍は、本件参拝後、今の日本の平和と繁栄が、現在の日本人のみで成り立つものではなく、戦場に倒れた多くの方々の尊い犠牲の上にあることに改めて思いを致し、心からの敬意と感謝の念を持って、参拝した、過去への痛切な反省の上に立って、二度と戦争を起こしてはならないと考えていると説明していることに照らすと、本件参拝や本件参拝受入れが、合祀者の死を「国(あるいは天皇)のために喜んで死んだ」のだと意味付けるものでもなく、その布教宣伝に利用したものとも解されない。そうすると、原告らの主張する権利及び利益は、最高裁平成18年判決が判示した心情ないし宗教上の感情と異なるものではないと言わざるを得ない。

したがって、本件参拝及び本件参拝^(受入れ)により、原告らに内心の自由形成の権利、信教の自由確保の権利、回顧・祭祀に関する自己決定権等の侵害について損害賠償の対象となり得るような法的利益の侵害があったと認めることはできない。

イ 憲法尊重擁護義務を負う内閣総理大臣に対する期待権の侵害について

小泉訴訟において原告であった原告ら(原告郡島恒昭など)は、福岡地裁平成16年判決及び大阪高裁平成17年判決の理由中の判断において、内閣総理大臣としての靖國神社参拝が違憲であるとの判断がされた以上、小泉訴訟で原告であった者が、その後に就任した内閣総理大臣が靖國神社参拝を行わないだろうと信頼、期待したことは法的保護に値する旨主張する。

しかしながら、裁判所が、ある事件に関し、公務員の特定の職務執行行為が違憲であると判断したとしても、その後の社会・経済情勢の変動や国民の権利意識の変化等によって裁判所の判断が変わることもあり得るのであるから、裁判所のある事件に関する判断に対する個人の信頼、期待が、損害賠償等によって法的に保護される利益となるものと解することはでき

ない。

したがって、本件参拝及び本件参拝受入れにより、原告らの憲法尊重擁護義務を負う内閣総理大臣に対する期待権の侵害があったとの主張を認めることはできない。

ウ 平和的生存権侵害について

原告らは、平和的生存権を全世界の人々が戦争放棄及び戦力不保持の原則を堅持した社会で生存する権利と定義し、このような意味での平和的生存権は、戦争準備行為等によって生命、自由が侵害の危機にさらされたといえる場合には、平和的生存権侵害を理由に裁判所に救済を求めることができるから、憲法上前文、9条及び13条により保障された具体的権利であると主張する。原告らから提出された小林武の意見書（甲23）も同様の意見を述べている。

憲法前文は「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」と宣言しているところ、このような国際秩序を実現するためには国際的に多面的な連携、協力が必要である。憲法前文の「平和のうちに生存する権利」は、全世界の国民が平和への真摯な努力をすべきであるという意味で、理念的・抽象的な権利と解される。もっとも、憲法は平和主義を基本理念とし、その表れとして憲法9条で戦争放棄と戦力不保持を規定しており、憲法第3章に規定する基本的人権が保障されるためには、平和のうちに生存することができる社会でなければならない、そのような意味において、平和であることは基本的人権の保障の基本的な前提条件といえるが、これらの規定を加味しても、平和に生存する権利の具体的な内容は曖昧不明確であり、前記1で認定した事実を前提としても、憲法第3章に規定する基本的人権として保障される権利自由とは別に平和的生存権として保障すべき権利、自由が現時点で具体的権利性を帯びるものとなっているかは疑問であり、裁判所に対して損害

賠償や差止めを求めることができるとまで解することはできない。

したがって、原告らの主張する平和的生存権を根拠として、裁判所に対し、損害賠償や差止めを求めることはできないというべきであり、本件参拝及び本件参拝受入れによって、原告らの平和的生存権が侵害されたとの主張は理由がない。

(2) 以上によれば、その余の争点について判断するまでもなく、原告らの被告安倍、被告国及び被告靖國神社に対する損害賠償請求はいずれも理由がない。

3 争点(7)（本件参拝差止請求の必要性）について（本件請求1関係）

原告らは、人格権並びに内心の自由、信教の自由及び平和的生存権等の憲法上の基本権に基づき、被告安倍が内閣総理大臣として靖國神社を参拝することの差止めを求める（本件参拝差止請求）。

しかし、前記2で検討したところからすれば、原告らについて、本件参拝により、内閣総理大臣の地位にある被告安倍が靖國神社を参拝することを将来にわたって差し止めるべき法的利益の侵害があったと認めることはできず、そのほかに将来的にそのような法的利益の侵害が発生すると認めるべき証拠はない。

したがって、本件参拝差止請求は理由がない。

4 争点(8)（本件参拝受入差止請求の適法性及び必要性）について（本件請求2関係）

原告らは、人格権並びに内心の自由、信教の自由及び平和的生存権等の憲法上の基本権に基づき、被告靖國神社が、被告安倍の内閣総理大臣としての靖國神社参拝を受け入れることの差止めを求める（本件参拝受入差止請求）。

被告靖國神社は、原告らが差止めの対象とする被告靖國神社の参拝受入行為の内容、範囲は不明確であり、請求の特定に欠けると主張するが、本件参拝自体は行為として特定しており、原告が差止めの対象とする「内閣総理大臣としての靖國神社参拝」はそのような参拝行為であると解することができる

る以上、本件参拝を靖國神社として受け入れるという行為自体も特定しているといえ、本件参拝の差止めとは別に被告靖國神社の受入行為の差止めを求める利益もあるものと認めることができるから、これを却下すべきであるとの被告靖國神社の主張は認めることができない。

しかし、前記2で検討したところからすれば、原告らについて、本件参拝受入れを将来にわたって差し止めるべき法的利益の侵害があったと認めることはできず、そのほかに将来的にそのような法的利益の侵害が発生すると認めるべき証拠はない。

したがって、本件参拝受入差止請求は理由がない。

5 結論

以上によれば、その余の争点を検討するまでもなく、本件請求はいずれも理由がないから棄却することとし、主文のとおり判決する。

大阪地方裁判所第18民事部

裁判長裁判官 佐 藤 哲 治

裁判官 池 田 聡 介

裁判官 中 井 裕 美